

介護保険料を減免します

対象となる保険料

平成30年度の保険料

(対象は、平成30年7月5日以降に納期限が設定されている保険料です。)

対象となる方

◎平成30年7月豪雨により損害を受けた第1号被保険者（65歳以上）の方

減免要件	減免の程度
1 居住していた住宅が「 <u>全壊</u> 」	全部
2 居住していた住宅が「 <u>大規模半壊</u> 」, 「 <u>半壊</u> 」, 「 <u>床上浸水</u> 」	1/2

1または2に該当する方で

罹災証明書の交付を受けた方は減免申請不要です。

罹災証明書の区分（「全壊」, 「大規模半壊」, 「半壊」, 「床上浸水」）により判定します。

減免要件	減免の程度
3 主たる生計維持者が死亡した	全部
4 主たる生計維持者が障害者又は重篤な傷病を負った	全部
5 主たる生計維持者が行方不明となった	全部
6 主たる生計維持者が失職し、若しくは事業が廃止したこと等により収入がない又は収入の減少が見込まれる	損失金額等により異なる。

3～6に該当する方は申請が必要です。

要件に該当することが確認できる書類を添付してください。

申請期限は、平成31年3月31日です。

減免要件3～6に必要な添付書類（例）

- 生計維持関係が確認できる書類（要件3～6）
 - ※生計維持者と世帯が異なる場合
 - ⇒サービス利用料の請求書や領収書，預金通帳など
- 減免申請理由を確認する書類（要件4，6）
 - ⇒医師の診断書，雇用保険受給資格者証，退職証明書など
- 生計維持者の前年中の所得金額を証明する書類（要件6）
 - ⇒所得課税証明書など
- 収入見込み金額が確認できる書類（要件6）
 - ⇒給与証明書，営業実績証明書，年金に係る受給証など

減免決定までのスケジュール例（介護保険料）

- | | |
|------------|---|
| 平成30年8月～ | 減免申請の受付開始
<u>（罹災証明書の交付を受けた方は不要）</u> |
| 平成30年8～9月 | 罹災証明内容，減免申請内容，減免額等の審査
※ <u>必要に応じて追加の書類提出等をお願いする場合があります。</u> |
| 平成30年10月中旬 | 減免決定通知書及び介護保険料変更通知書の送付
※ 減免の額によっては，支払い方法が変更となり，保険料の支払いが発生する場合があります。
※ 納め過ぎの場合は，還付が発生します。（12月頃を予定） |

年金から保険料が差し引かれている方

減免の決定を受けても，年金からの差し引きが停止するまで，2カ月以上かかります。
納め過ぎとなった保険料がある場合には，あらためてお知らせします。

申請窓口・問い合わせ先

総社市役所 長寿介護課 介護保険係

総社市中央一丁目1番1号 (0866) - 92 - 8369